

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する

実施方針

平成 30 年 4 月

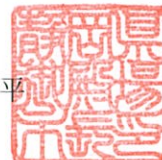
御殿場市

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）に係る実施方針を公表する。

平成 30 年 4 月 2 日

御殿場市長 若林 洋平



御殿場市公設浄化槽整備事業に関する実施方針

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
1.1 事業名称	1
1.2 事業目的	1
1.3 事業概要	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
2.1 特定事業の選定	3
2.2 選定の基準	3
2.3 選定結果の公表方法	3
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定の方法	3
1.1 事業者の選定方式	3
1.2 募集及び選定のスケジュール（予定）	3
2 応募者の備えるべき参加資格要件	4
2.1 組織形態	4
2.2 応募者の構成	4
2.3 欠格事項	4
2.4 業務執行能力及び財務能力	4
2.5 留意事項	5
3 PFI事業者の選定、審査	5
3.1 PFI事業者の選定、審査の手順	5
3.2 審査結果の公表	5
3.3 事業契約等の締結	5
3.4 著作権	5
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	6
1 基本的考え方	6
2 予想されるリスクと責任分担	6
3 監視	6
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1 浄化槽を整備すべき区域	6
2 施設等の技術基準	6
第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	7
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	7
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	7
2 事業の継続が困難となった場合の措置	7
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	8
1 法制上及び税制上の措置	8

2 財政上及び金融上の支援	8
3 その他の支援	8
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	8
1 債務負担行為等	8
2 応募に関する費用負担	8
3 実施方針に関する意見等の受付及び回答	8
4 問合せ先	8
別紙1 「リスク分担表」	9
別紙2 「公設浄化槽特定地域図」	11
別紙3 「実施方針に関する意見・質問書」	12

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1.1 事業名称

御殿場市公設浄化槽整備事業

1.2 事業目的

御殿場市（以下「市」という。）は、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、公設浄化槽整備事業の対象区域（以下「特定地域」という。）において市が主体となって合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置及び維持管理を行う公設浄化槽整備事業を行っている。

本事業は、公設浄化槽整備事業に民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置推進を図ることと、設置した浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務をより効率的に公設浄化槽整備推進を実施することを目的とする。

1.3 事業概要

(1) 事業内容

- ① PFI方式で特定地域内の一般住宅（併用住宅を含む。）を対象とした概ね400基の浄化槽設置業務および維持管理業務
- ② 直営方式で既に市が管理している浄化槽のうち、使用者から維持管理を希望された浄化槽の維持管理業務
- ③ 特定地域内で個人が設置した浄化槽のうち、市へ寄附された浄化槽の維持管理業務

(2) 事業期間等

- ① 事業期間は、事業開始日を平成31年4月1日とし、平成41年3月31日までとする。
- ② 事業期間終了後の維持管理業務は、本事業とは別の事業として実施する。

(3) 事業の実施方法

- ① 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下PFI法という。）の規定に基づき実施するものとし、事業方式は、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）が浄化槽を設置した後、所有権を市に移転し、事業期間中の浄化槽の維持管理を行うBOT方式とする。
- ② PFI事業者は、地域住民に対して本事業についての広報を行う。
- ③ PFI事業者は、設置を希望する者と工事内容を協議して工事計画書を作成した後、設置を希望する者の承認を得る。
- ④ 浄化槽の設置を希望する者は、PFI事業者を經由して市長に対して設置申請書を提出する。
- ⑤ 市長が設置申請書を受理・承認した場合は、当該設置を希望する者（以下「設置申請者」という。）及びPFI事業者にその旨を通知する。
- ⑥ 設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地等について定めた協定書を市と締結す

る。

- ⑦ 設置申請者は、浄化槽設置工事着手までに、市の条例に定める受益者分担金を市に納付する。
- ⑧ PFI 事業者は、市が提示した基本仕様に基づいて浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する。
- ⑨ 完成した浄化槽は、市の完了検査を受けなければならない。また、完成した浄化槽は、設置申請者が所有する部分を除き、所有権を PFI 事業者から市に移転する。
- ⑩ 設置申請者は、完成した浄化槽の使用に対して、市の条例に定める浄化槽の使用料を市に支払う。
- ⑪ 市は、事業開始後、完成した浄化槽を対象とし、年 4 回を上限として買取事業を実施する。
- ⑫ 市は、交付金、地方債及び受益者分担金を財源として、⑪の買取事業を実施する。
- ⑬ 市は、PFI 事業者に維持管理業務を委託する。維持管理業務の内容は、保守点検及び軽微な補修とする。
- ⑭ 市は、事業開始後、維持管理業務を委託した浄化槽を対象とし、年 2 回を上限として維持管理業務の委託費の支払いを実施する。
- ⑮ PFI 事業者は、設置または管理する浄化槽について、設備及び管理状況に関する台帳を調整し、市と共有する。
- ⑯ 市は、特定地域において既に個人が設置した浄化槽の寄附を受けた浄化槽の維持管理業務を PFI 事業者に委託する。
- ⑰ ⑧の設置工事に係る費用のうち、市による買取事業の対象外の費用については、設置申請者の負担とする。

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

① 浄化槽設置に係る対価

市は、PFI 事業者が実施する浄化槽設置に係るサービスの対価として、事業契約書に定める額を浄化槽の所有権移転後、一定期間内に PFI 事業者に支払う。

② 浄化槽の維持管理及び軽微な補修に係る対価

市は、PFI 事業者が実施する浄化槽の維持管理に係るサービスの対価として、事業契約書に定める額を維持管理期間にわたり PFI 事業者に支払う。

(5) 事業実施のスケジュール（予定）

項目	予定
事業契約の締結(事業契約の議決)	平成 30 年 12 月
浄化槽の設置及び維持管理の開始	平成 31 年 4 月
事業完了(事業契約終了)	平成 41 年 3 月

(6) 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

2.1 特定事業の選定

市は、本事業を PFI 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針、VFM に関するガイドライン及び実施方針への民間事業者の意見を踏まえて実施することにより、市自ら実施したときに比べて効率的かつ効果的に実施されると期待できる場合は、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

2.2 選定の基準

本事業を特定事業として選定するにあたっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② PFI 事業として実施することの定性的評価
- ③ ①及び②に掲げる事項の総合的評価

2.3 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を市のホームページで公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

1.1 事業者の選定方式

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら PFI 事業者を選定する。PFI 事業者の選定にあたっては、技術提案、価格提案、地域経済貢献等の内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によることとする。

1.2 募集及び選定のスケジュール（予定）

項目	予定
特定事業の選定及び公表	平成 30 年 5 月中旬
募集要項等の公表	平成 30 年 6 月上旬
募集要項等に関する質問の受付	平成 30 年 6 月中旬
募集要項等に関する質問への回答公表	平成 30 年 7 月上旬
応募受付及び資格審査	平成 30 年 7 月中旬
提案書の受付締切り	平成 30 年 8 月上旬

提案書の審査及び優先交渉権者等の選定	平成 30 年 8 月下旬
審査結果の公表	平成 30 年 9 月上旬
基本協定の締結	平成 30 年 9 月中旬
事業仮契約締結	平成 30 年 10 月下旬
事業契約の締結（事業契約の議決）	平成 30 年 12 月下旬

2 応募者の備えるべき参加資格要件

2.1 組織形態

- ① 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- ② 応募者は、市から本事業の交渉権者として選定された場合、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、市と基本協定を締結した後、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として御殿場市内に設立しなければならない。
- ③ 応募者が民間企業グループの場合は、その中の 1 社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

2.2 応募者の構成

応募者は、次の①から③までの全ての要件を満たすこととする。応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。

- ① 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、市が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI 事業開始後、SPC から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- ③ 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員として参加していないこと。

2.3 欠格事項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 提案書を提出する日から基本協定の締結日までの期間において市の指名停止措置を受けている者
- ③ 提案書を提出する日を基準とした過去 3 ヶ月において、国税又は地方税に未納の税額がある者
- ④ PFI 法第 9 条各号のいずれかに該当する者

2.4 業務執行能力及び財務能力

- ① 本事業を実施するための関係法令に基づく資格等を有し、PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

- ② 本事業を円滑に遂行することができる健全で安定的な財務能力を有していること。

2.5 留意事項

- ① 浄化槽の設置業務及び維持管理業務の実施にあたっては、関係法令に基づき一定の資格が必要であるため、SPC又は応募者の構成員が当該資格等を有することが必要となる。応募時点で当該資格の全てを取得していない場合、応募者は、提案書において事業の実施までにSPC又は構成員が当該資格等を確保して当該業務を遂行する能力があることを説明すること。
- ② 構成員に必要とされる資格として、提案書の提出時点で、市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行っていること。また、維持管理に関わる構成員は、提案書の提出時点で、市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行っていることのほかに、静岡県浄化槽保守点検業者登録の登録を行っていること。
- ③ 構成員は設立されるSPCに出資すること。また、代表企業は構成員の中の1社とすること。
- ④ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、設置業務及び維持管理業務に係る基本的な業務分担表を市に提出し、着工までに市の承認を受けなければならない。
- ⑤ PFI事業者は、PFI事業の趣旨を十分理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものである。よって、募集にあたっては特に浄化槽関係者には限定しない。

3 PFI事業者の選定、審査

3.1 PFI事業者の選定、審査の手順

- ① 市長は「御殿場市公設浄化槽整備PFI事業者選定審査会」の審査に基づき、応募者に順位を付して選定し、第1順位の応募者を優先交渉権者、第2順位の応募者を次点交渉権者とする。
- ② 市は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該優先交渉権者をPFI事業者とする。
- ③ 優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、当該次点交渉権者をPFI事業者とする。
- ④ 次点交渉権者との協議が整わなかった場合は、再度、PFI事業者選定手続を実施するものとする。

3.2 審査結果の公表

審査の結果は、これを市のホームページで公表する。

3.3 事業契約等の締結

PFI事業者は、市と基本協定を締結した後、自ら出資し設立したSPCと市の間で事業仮契約を締結し、市議会の議決を経て事業契約を締結する。

3.4 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。市は、審査結果の公表その他市が必要と認める場合、応募者の承諾を得て、著作物の一部又は全部を無償で使用する

ことができるものとする。

なお、提出を受けた資料は、返却しない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため適正にリスクを分担しようとするものであり、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等、市又はPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるリスクについては、市とPFI事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、浄化槽の設置業務及び維持管理業務についての責任は基本的にPFI事業者側に帰すべきものであることから、PFI事業者が設置した浄化槽の機能については、原則としてPFI事業者のリスクとして性能を保証する。

2 予想されるリスクと責任分担

市とPFI事業者とのリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担表」によるものとし、具体的内容については募集要項等で明示し、最終的には事業契約書において明文化する。

3 監視

- ① 市は、PFI事業者が提供するサービス内容の確認及びPFI事業者の財務状況を把握するため、PFI事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。
- ② 市は、PFI事業者が事業契約書で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI事業者に対して改善措置を求めることができる。報告及び改善措置の方法、内容等については、事業契約書で定める。
- ③ 市は、PFI事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 浄化槽を整備すべき区域

御殿場市公設浄化槽整備事業 特定地域

2 施設等の技術基準

本事業で設置する浄化槽は、浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準に適合し、低炭素社会対応型浄化槽とする。関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、静岡県及び御殿場市の技術基準を満足するものとする。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ① 市とPFI事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市とPFI事業者とは、誠意をもって協議するものとする。
- ② 事業契約に係る紛争を解決するための訴えは、御殿場市役所の所在地を管轄する下記の裁判所に提起するものとする。
 - ・ 静岡地方裁判所沼津支部

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及びPFI事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由及び修復その他の措置については、概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(市に起因して発生した事由) ① 買取事業の遅延 ② 維持管理業務に係る委託費の支払い遅延	① つなぎ融資のあっせん ② 同上
(PFI 事業者に起因して発生した事由) ① 目標設置基数の著しい未達 ② 目標維持管理水準の著しい未達 ③ 住民トラブルの著しい発生	① 買取価格の減額 ② 維持管理業務に係る委託費の減額 ③ PFI 事業者による対応、市への損害賠償
(不可抗力事由) ① 著しい天変地異	① 市及びPFI 事業者の両者で事業継続について協議

2 事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

項目	資産の取扱い	
損害賠償金	市に起因して発生した場合	損害額をPFI事業者へ
	PFI 事業者に起因して発生した場合	損害額を市へ
	不可抗力事由による場合	継続又は打切りいずれの場合も、原則としてなし
資産の帰属	市及びPFI 事業者の両者で協議（完成資産のみ市が引き継ぐ）	

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議することとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為等

市は、本事業に関して、PFI 事業者からの買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等、必要な事項について措置する。

2 応募に関する費用負担

本事業の応募に要する一切の費用については、応募者の負担とする。

3 実施方針に関する意見等の受付及び回答

本実施方針に関する意見又は質問がある場合は、別紙3「実施方針に関する意見・質問書」の様式を用いて、「4 問合せ先」宛てに電子メール、郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること（電話、口頭による問合せ、FAXによる提出は受け付けない。）。

質問及びその回答については、原則として市のホームページで公表する。

平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 30 年 4 月 12 日（木）17 時到着分まで
--

4 問合せ先

御殿場市環境部下水道課

所在地 静岡県御殿場市かまど 359 番地

電話 0550-84-5111

電子メール gesui@city.gotemba.lg.jp